

事 務 連 絡

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

事業主 殿

計 機 健 康 保 険 組 合

「健康企業宣言」の参加について

日頃より、当組合の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月に発足した「健康企業宣言東京推進協議会」では、企業による健康経営・健康づくりの取組みを支援・普及・促進し、健康企業宣言に取り組む企業等に対して、健康優良企業として認定することを目的として、「健康企業宣言」に参加する企業を募集しています。

つきましては、「健康企業宣言」に関する要綱は、下記のとおりとなります。

【健康企業宣言東京推進協議会 参加機関】

- 医療保険者 : 健康保険組合連合会東京連合会、全国健康保険協会東京支部
- 経済団体 : 東京都商工会連合会、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会
- 自治体 : 東京都
- 関係団体 : 東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、
東京都社会保険労務士会、東京都中小企業診断士協会、
東京都総合健康保険組合協議会、東京都総合組合保健施設振興協会

記

1. 「健康企業宣言」の実施主体と取り組むメリットについて

実施主体は、事業所となります。

事業主が「健康企業宣言」をすることで、従業員と一体となって健康づくりに取り組める環境が生まれます。

健康企業宣言に取り組むメリットについては、次のとおりです。

- ① 従業員が健康でないと、企業も実力を発揮できません。従業員の健康管理は企業のリスク管理でもあります。
企業で健康づくりをすることで、リスク低減が期待できます。
- ② 「健康企業宣言」に参加する事業所には、「健康企業宣言STEP1 宣言の証」が送付され、健保連東京連合会及び組合のホームページで事業所名が掲載されます。
また、健康企業宣言の取組みにあたっては、専門家による支援として東京商工会議所「健康経営アドバイザー制度」を利用することができます。
詳しくは、東京商工会議所ホームページをご覧ください。

2. 健康企業宣言から健康優良企業認定までの流れ等について

「計機健康保険組合ご加入の事業主の皆様へお知らせ」（別紙1）をご参照ください。

- (1) 事業所は「健康企業宣言チェックシート S t e p 1」（様式1）により自社における健康課題の確認を行います。
- (2) 次に、「健康企業宣言チェックシート S t e p 1」（様式1）と「健康企業宣言 S t e p 1」応募用紙（様式2）を組合へ提出します。組合では、受理した応募用紙を健保連東京連合会へ送付します。
- (3) 健保連東京連合会では「宣言の証」を交付し、組合から事業所へ送付します。
なお、「宣言の証」の登録期間は、登録日から起算して1年経過後の月の末日までになります。
- (4) 事業所は、健康課題の項目を含め「健康企業宣言 S t e p 1 チェックシート」様式の①から⑱までの各項目について、取組みを実施します。
- (5) 事業所は、概ね1年経過後または6か月以降で達成基準である80点以上に達した場合には、「健康企業宣言実施結果レポート」（様式3）に点数等を記入し、組合へ報告します。組合では、「健康企業宣言実施結果レポート」の記載事項の確認を行い健保連東京連合会へ報告します。
- (6) 健保連東京連合会においては、「健康企業宣言実施結果レポート」の審査を行い、達成基準を満たしていると認定された場合には、「健康優良企業銀の認定証」を交付し、組合から事業所へ送付します。
この場合、S t e p 1 の取組みを継続するか、S t e p 2 へチャレンジすることを選択することになります。
「健康優良企業銀の認定証」の有効期限は、認定日から起算して1年経過後の月の末日までになります。
また、達成基準を満たさなかった場合には、健保連東京連合会が「宣言の証」を交付し、組合から事業所へ送付しますので、引続き宣言行動に取り組むこととなります。
- (7) 健康企業宣言の取組みが継続できなくなった場合は、組合に辞退届を提出することで、取組みを辞めることができます。

3. 健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）

経済産業省において、既に「健康経営優良法人認定制度」が開始されおり、この制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組み

をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度です。

優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」することで、従業員や求人者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。

本認定制度は、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」の2部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

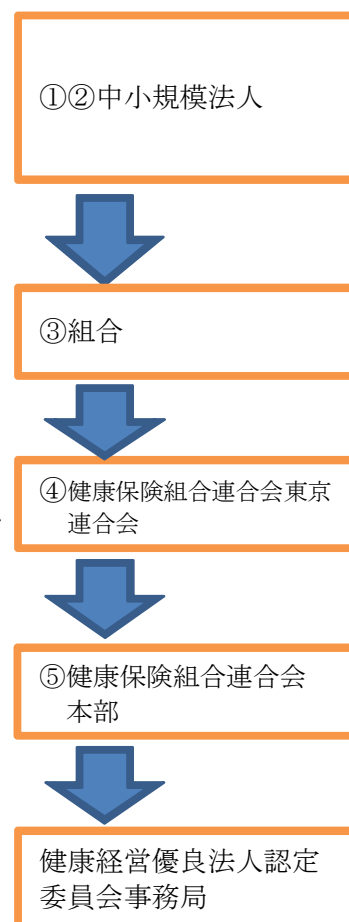
なお、「中小規模法人部門」においては、組合が取り組む「健康企業宣言」の参加が必須となります。

(1) 健康経営優良法人認定制度部門設定

	中小規模法人部門
製造業その他	300人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
医療法人・サービス業	100人以下

(2) 中小規模法人部門の申請の流れ

- ① 事業所は、「健康企業宣言」に参加し、「健康優良企業銀の認定証」を受けた場合に申請ができます。
- ② 認定制度の評価項目に掲げる事項に取り組み、自主確認を行ないます。
十分に取組んでいると判断した場合には、申請書に必要な書類を添付のうえ、組合に提出します。
なお、申請書及び認定制度の評価項目については、日本健康会議ホームページをご覧ください。
- ③ 組合は、申請書の記載内容を確認し健保連東京連合会へ報告します。
- ④ 健保連東京連合会は、申請書を取りまとめ、健保連本部へ送付します。
- ⑤ 健保連本部は、健康経営優良法人認定委員会事務局に送付します。



※ 中小規模法人部門については、上記内容が経済産業省及び日本健康会議のホームページに掲載されております。

中小規模法人部門は、適用事業所が都道府県単位の健康宣言事業に取り組んでいることが申請要件となっているため、今回は全国すべての健保組合の適用事業所が同部門に申請できません。

また、当組合が所属する健康保険組合連合会東京連合会は、「健康宣言」に参画していますが、同連合会独自の運用により、「健康企業宣言」から半年間の取り組み実績を要件としているため、同連合会傘下の健康保険組合の適用事業所も今回は申請できません。

今後については、健康経営優良法人の認定は、原則として年に1回を予定していますが、本制度は本年が創設初年であることや、中小企業等における健康経営の普及促進を図ること等を踏まえ、健康経営優良法人2017(中小規模法人部門)に限り、平成29年夏頃を目処に追加認定を行う予定とされております。

なお、詳しくは、経済産業省及び日本健康会議ホームページによりご確認ください。

【健康経営アドバイザー制度】

東京商工会議所 サービス・交流部

03-3283-7670 (代表)

E-mail kenko1@tokyo-cci.or.jp

健康経営アドバイザーとは、健康経営の重要性を企業(経営者)に伝え、実践へのきっかけをつくるとともに、健康経営に取り組もうとする企業に対して、行政の施策や相談窓口など必要な情報提供や実践支援を行う専門家です。

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

日本健康会議ホームページ

<http://kenkokaigi.jp/>

【お問い合わせ先】

計機健康保険組合 庶務課

03-3264-4331 (代表)

申請書 抜粋

(申請書)

申請先：日本健康会議
健康経営優良法人認定委員会 宛て

【受取保険者記入欄】	
受取保険者名：	_____
受取日：平成	____年 ____月 ____日
整理番号：	_____番
健康宣言実施主体の名称と実施確認印：	_____印

平成 ____年 ____月 ____日

申請者：法人名

代表者名



健康経営優良法人(中小規模法人部門)
認定申請書